

(公) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACCS)

大塚 喜久雄

熊谷 由美子

棚橋 節子

土田 あつ子

はじめに公益通報者保護法の名前に恥じない「通報者保護」を明確にした法律になるべきと考えます。そのため、あまりに細かい取り決めをしてしまうと公益通報そのものが使いにくい、使われない法律となってしまうことが懸念されます。

### 意見1) 不利益取扱いから保護する通報者の範囲の拡大を求めます

- ・在職中に公益通報すると不利益取扱いを恐れて、退職者になってから公益通報するものが多い。そのため退職者も公益通報者に含めることとし、退職後であっても退職金が支払われない不利益取扱いの恐れもあることから退職者も不利益取扱いから保護が必要です。
- ・役員も通報者保護に入れるべきと考えます。企業規模が多様であり名ばかり役員も存在し労働者と同じく不利益取扱いの保護は必要と考えます。内部での是正措置を必須とすることは適切ではないと考えます。
- ・取引先等事業者は違法行為を知り得る立場にあるため、不利益取扱いから保護する通報者に含める必要性があります。
- ・労働者の家族の通報により、労働者が解雇などの不利益を受ける恐れがあり、労働者の家族も通報者に含めるべきと考えます。
- ・さらに2号通報は保護する対象者以外でも受け付けること。広く国民や消費者のために有益であれば対象者を限定する必要はないと考えます。

### 意見2) 2号通報・3号通報の外部通報要件の緩和と、裏付け資料の収集行為の免責を求めます

- ・自動車メーカーの燃費不正や、自動車・航空機等に使われている部品のメーカーによる品質データ偽装など、消費者の信頼を損なう不祥事が引き続いて発生し、残念ながら事業者の自浄作用のみに期待することは難しいのが現状です。また、外部通報をしやすくすることによって、内部通報の体制もより確実なものになっていくと考えます。2号通報の真実相当性要件の緩和、3号通報の特定事由に「通報体制の設置・機能の有無」を加える、等によって、外部通報のハードルを低くしていただきたいと考えます。
- ・通報するためには根拠となる資料を通報先に提示することが不可欠であり、通報を裏付ける資料の収集行為については、公益通報という目的を逸脱していなければ、免責されるべきと考えます。

### 意見3) 対象となる法律の範囲の拡大を求めます

- ・現在の対象法律が政令で467本と広い範囲にわたっています。中間報告では対象法律の規定が論

議されましたが、一般の国民・消費者にとって不正事実や問題を通報するのであって、その通報がどの法律に該当するかまで法律家でない限り判断不可能です。そのため対象法律を列挙して限定すべきではないと考えます。また条例も通報対象事実の範囲に含めることが望ましいと考えます。

#### 意見4) 守秘義務について

- ・ 1号通報先の守秘義務は必要ですが刑事罰までは課す必要はないと思います。通報窓口担当者の萎縮を招きかねないからです。

#### 意見5) 相談窓口の設置について

- ・ 現在消費者庁に一元的相談窓口の設置案がでていますが、一元的相談であっても内容の事実確認等の必要がありしっかりした調査能力が必要とされ、その上強力な調査権限を持たねばなりません。重大な不正行為や違反行為であると予想される場合に大企業、他省庁にもその能力を発揮できる体制が求められます。設置した相談窓口がスムーズに対応できない場合には、通報者の不満や非難が拡大することも予想されます。
- ・ 第三者機関の設置も考えられるのではないのでしょうか。

#### 意見6) 不利益取扱いをした事業者に対する行政措置、刑事罰の導入を求めます

- ・ 現状では、企業・組織側が内部告発者に徹底して嫌がらせができることです。現行法は当事者任せの「民事ルール」で、内部告発は当事者の正義感に頼っている状況で、抑止力として不十分です。これに対して、今回の中間整理で行政措置導入の方向性が示されたことは大いに評価できますが、勧告にとどまらず命令も可能にすること、悪質な場合は刑事罰を導入することまで踏み込んでいただき、国が積極的に保護することを明確にすべきと考えます。

#### 意見7) 官庁の業務を入札するときに企画提案書の評価項目に入れるようすべきです

- ・ 現在官庁業務を請負うときに提出する企画提案書の評価項目に「公益通報制度を導入の有無」を評価に入れていただきたい。そうすることにより「公益通報制度」の認知拡大にも貢献すると思います。

以上